

関連施設や堆肥舎の取扱いについて

<課題>

- ・関連施設や堆肥舎の取り扱いについて、どのように考えるか。

<方向性>

- ・関連施設や堆肥舎についても、周囲に十分な空地进行を保有する等、出火した場合に他への延焼のおそれ少なく、出火危険や避難上の支障が少ないものについては、特例を適用する対象としてはどうか。

<第1回検討部会における意見>

- ・関連施設は具体的にどのようなものまで含まれるのか。
- ・休憩所、宿泊所、事務所を特例の対象としてよいかは慎重に検討すべき（別棟として、就寝施設等が設けられる場合は、別途考え方の整理が必要）。
- ・家畜の飼養の用に供する施設の建物の一部に設けられる関連施設については、従属しているものであるかを考えて判断すれば良いが、別棟の場合はどこまでを関連施設とするべきか検討が必要。
- ・畜舎の見学者のために飲食店等を設けた場合など、多量の火気の使用や不特定多数の者の利用があれば、別途の対策の整理が必要。

<対応案>

- 特例の対象は、令別表第一（15）項に掲げる防火対象物のうち、**家畜の飼養、家畜の排泄物の処理又は保管の用に供するもの（関連施設を含む。）**で、次の要件を満たすものとする。⇒ 以下「**特例の対象とする畜舎等**」という。
 - 一 防火上及び避難上支障がないもの ※1
 - 二 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないもの ※2※1）次ページ以降、構造や居室の条件を検討 ※2）次ページ以降、立地する地域や周囲の建物等との離隔距離の条件を検討
- 関連施設は、**搾乳施設及び家畜の飼養の用に供する施設に附随する集乳施設**であって、次のア～ウに該当するものとする。
 - ア 管理権原を有する者が同一であること
 - イ 利用者が同一であるか又は密接な関係を有すること
 - ウ 利用時間がほぼ同一であること⇒ 関連施設に該当する防火対象物（別棟）は、特例の対象とする畜舎等として、特例基準を適用することとしてはどうか。
- 特例の対象とする畜舎等の一部を、**畜産経営に関する軽微な執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のため使用する場合**については、当該部分が全体の過半に満たず、次のア～ウに該当する場合は、特例の対象として取り扱う。
 - ア 管理権原を有する者が同一であること
 - イ 利用者が同一であるか又は密接な関係を有すること
 - ウ 利用時間がほぼ同一であること⇒ 当該要件を満たす関連用途の部分については、特例基準を適用することとしてはどうか。

特例を適用する畜舎の構造の条件について

<課題>

- ・特例の対象とする畜舎の構造の条件について、具体的にどのように考えるか。

<方向性>

- ・出火した場合に他への延焼のおそれ少なく、避難上支障が少ないものとするため、新法と同様に、階数が一であることを条件としてはどうか。

<第1回検討部会における意見>

- ・方向性は新法と同様に階数が一であることをしているが、昭和54年11月27日消防予第229号通知の特例内容では、鉄骨造2階建てとなっている。畜舎の2階建てはあまり想定できないが、関連施設等の2階建ては想定できるのではないかと。通知との整合性を考えながら、実態を踏まえて整理した方がよいのではないかと。

（新法）「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」※ 第3条第3項

都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る畜舎建築利用計画が次の各号（特例畜舎等の建築等及び利用をしようとする場合にあつては、第四号を除く。）のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一（略）
- 二 畜舎等の高さが主務省令で定める高さ以下であつて、その階数が一であり、かつ、畜舎等内に居住のための居室を有しないものであること。

（以下省略）

※ 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（衆議院 令和3年4月22日可決・参議院 令和3年5月12日可決）

【消防庁通知】（昭和54年11月27日消防予第229号通知）

【問】牛舎等に対する消防用設備の設置について、家畜の飼育という特殊な形態であるために消防用設備等をどのように設置すべきか、ご教示願います。なお、建築物の形態等については下記のとおり。

建築物の形態等

- 1 鉄骨造、2階建延べ面積1,446㎡である。
- 2 屋根は、大波スレート葺、外壁は小波スレートで仕上げる。
- 3 1階部分（地上3m）は、全面開放で家畜の飼育に使用、2階部分は全面スレート張りで飼料の糞を収納する。
- 4 和牛125頭を飼育し、牛舎の周囲の状況は、環境衛生上十分考慮され、田圃に続いて山が連なるところの山間いであり、住居等の建物とは火災予防上十分な距離が保たれている。
- 5 所有者は個人で、作業員は2名程度である。

【答】設問防火対象物は、令別表第1（15）項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。なお、設問の場合、令第32条の規定を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。

<対応案>

- 特例を適用する畜舎等は、階数が一（平屋建）であることとする。ただし、延べ面積が3,000㎡以下であり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、2階建とすることができるものとする。
 - ① 2階部分は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - （イ）直接地上へ通ずる避難上有効な開口部を各部分から容易に見通し、かつ、識別することができるものであること。
 - （ロ）各部分から（イ）の開口部に至る歩行距離が30メートル以下であること。
 - ② 延べ面積が1,500㎡を超える場合は、①のほか、次に掲げる要件を満たすこと。
 - （イ）避難上又は消防活動上有効な開口部を有しない階が存しないこと。
 - （ロ）直接地上へ通ずる避難上有効な開口部が二以上設けられており、畜舎等の各部分から当該開口部に至る避難経路が確保されていること。

居室について

<課題>

- ・居室について、どのように考えるか。

<方向性>

- ・新法と同様に、居住のための居室を有しないものであることが必要ではないか。
- ・居住のための居室以外の居室（執務、作業等の目的のために継続的に使用する室）についても、出火の危険や避難上の支障（特に人命危険のおそれ）に鑑み、①不特定多数の者の利用、②就寝、③多量の火気を使用する設備又は器具を設けての利用に供する用途に供しないものであることが必要ではないか。また、避難口を容易に見通せるなど、避難に支障がないことを条件にすべきではないか。

<第1回検討部会における意見>

- ・休憩所、宿泊所、事務所を特例の対象としてよいかは慎重に検討すべき。
- ・畜舎の見学者のために飲食店等を設けた場合など、多量の火気の使用や不特定多数の者の利用があれば、別途の対策の整理が必要。

（新法）「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」※第3条第3項

都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る畜舎建築利用計画が次の各号（特例畜舎等の建築等及び利用をしようとする場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 1 (略)
 - 2 畜舎等の高さが主務省令で定める高さ以下であって、その階数が一であり、かつ、畜舎等内に居住のための居室を有しないものであること。
- （以下省略）

※「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（衆議院 令和3年4月22日可決・参議院 令和3年5月12日可決）

<対応案>

○ 特例の対象とする畜舎等は、次の①又は②に掲げる部分が存しないものとする。

- ①居住のための居室の用に供される部分
- ②居住以外の居室の用に供される部分（畜産経営に関する軽微な執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のため使用の用に供するもので、次のイ及びロに該当するものを除く）

イ 次に掲げる用途に供されるものでないこと。

（イ）不特定又は多数の者の利用に供する用途

（ロ）仮眠その他の就寝のおそれのある用途

（ハ）多量の火気を使用する設備又は器具を設けて利用する用途

ロ 次に掲げる要件を満たすこと。

（イ）避難上又は消防活動上有効な開口部を有しない階に存するものでないこと。

（ロ）直接地上へ通ずる避難上有効な開口部を当該居室の各部分から容易に見通し、かつ、識別することができるものであること。

（ハ）当該居室の各部分から口の開口部に至る歩行距離が30メートル以下であること。

3

周囲の状況について

<課題>

- ・特例の対象とする畜舎の周囲の条件について、具体的にどのように考えるか。

<方向性>

- ・畜舎の周囲に十分な空地を有する時、出火した場合に他への延焼のおそれが少ないものとするため、次の①及び②に該当することを条件としてはどうか。
- ①市街化区域及び用途地域外に存すること。（新法と同様）
- ②周囲6m以内に建築物及び工作物（※）が存しないこと（平成6年7月建設省告示第1716号と同様）
- ・（※）について、関連施設のうち、不燃材で造るなど延焼のおそれが少なく、又は、人が中に入らない構造であることなど、人命危険が極めて少ないものについては、除くこととしてはどうか。

<第1回検討部会における意見> 特段の意見なし

（新法）「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」※第3条第3項

都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る畜舎建築利用計画が次の各号（特例畜舎等の建築等及び利用をしようとする場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び同法第八条第一項第一号に規定する用途地域外の敷地において畜舎等の建築等及び利用をしようとするものであること。
- （以下省略）

※「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（衆議院 令和3年4月22日可決・参議院 令和3年5月12日可決）

○ 建築基準法第二十六条第三号の規定に基づく国土交通大臣が定める基準（平成6年7月建設省告示第1716号）（抜粋）

第1、第2（略）

第3 周囲の状況

畜舎等の周囲の状況が、次のいずれかに適合するものであること。

- 1 次のイ及びロに適合する畜舎等にあっては、六メートル以内に建築物又は工作物（当該畜舎等に附属する不燃性を有する建築材料で造られたものを除く。次号において同じ。）が存しないこと。

イ 階数が1であるもの

ロ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域以外の区域内にあるもの

- 2 前号に掲げるもの以外の畜舎等にあっては、二十メートル以内に建築物又は工作物が存しないこと。

<対応案>

○ 特例の対象とする畜舎等の周囲の状況は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域に存するものであること。

二 畜舎等の周囲6メートル以内に建築物又は工作物が存しないものであること。ただし、当該建築物又は工作物が同一の敷地内に存し、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合は、この限りでない。

（一）不燃性を有する建築材料で造られたものであること。

（二）内部に人が立ち入ることのできない構造となっているものであること。

4

消火設備の特例基準について

<課題>

- ・消火設備の特例基準について、どのように考えるか。

<方向性>

- ・消火器は、火災初期の段階において、火災を消火し、その拡大を防止するため設ける最低限の消火設備であることから、設置が必要ではないか。
- ・出火の危険や出火した場合の他への延焼のおそれが少ない畜舎を想定した特例基準であることから、屋内消火栓や屋外消火栓については、設置を要しないものとしてはどうか。
- ・特殊消火設備については、駐車等の特殊な用途部分における火災や、特殊な可燃物の火災を消火し、その拡大を防止するため設けるものであることから、これらの火災が想定される部分が存するときは、設置が必要ではないか。

<第1回検討部会における意見>

- ・畜舎新法において、3,000㎡以上の木造畜舎の取扱いはどうなるのか。3,000㎡以上の木造畜舎を建設する要望が多くなってきている。この場合に屋外消火栓等の設置が必要となると、畜舎の建築にあたって障害となる。(特例基準については、出火の危険や出火した場合に他への延焼のおそれが少ない畜舎を想定した特例基準であることから、屋内消火栓、屋外消火栓については設置を要しないものとする方向性で検討することとしてはどうか)

<対応案>

- 特例の対象とする畜舎等については、屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備の設置に係る規定は、適用しない。

※消火器に係る規定は、適用する。

※特殊消火設備に係る規定は、適用する。

- 特例の対象とする畜舎等については、消火器に関する基準の細目において、次の緩和規定を設ける。

<現行基準>

当該防火対象物の各部分
から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように配置しなければならない。

<緩和規定の案>

当該防火対象物の各部分(専ら家畜の飼養又は排泄物の処理若しくは保管の用に供する部分(※)を除く。)から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように配置しなければならない。

※通路部分(家畜専用の通路となる部分を除く。)は該当しないものとする。

※畜産経営に関する軽微な執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のため使用の用に供する部分(当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。)はこれに該当しないものとする。

※排泄物が可燃物による梱包等を行う部分は該当しないものとする。また、可燃物による梱包等がなされている状態で保管されている場合は該当しないものとする。

警報設備の特例基準について

<課題>

- ・警報設備及の特例基準について、どのように考えるか。

<方向性>

- ・出火の危険や避難上の支障が少ない畜舎を想定した特例基準であることから、自動火災報知設備については、設置を要しないものとしてはどうか。
- ・該当する場合は少ないと考えられるが、ガス漏れ火災警報器や漏電火災警報器は、温泉の採取等に係る可燃性ガスやラスモルタル造における漏洩電流のおそれが特に起こりうるものについて、設置を求めているものであるため、これらの危険のおそれが想定される部分が存するときは、設置が必要ではないか。

<第1回検討部会における意見>

- ・休憩所、宿泊所、事務所を特例の対象としてよいかは慎重に検討すべき。
- ・畜舎の見学者のために飲食店等を設けた場合など、多量の火気の使用や不特定多数の者の利用があれば、別途の対策の整理が必要。

<対応案>

- 特例の対象とする畜舎等については、自動火災報知設備、非常警報器具又は非常警報設備の設置に係る規定は、適用しない。

※ガス漏れ火災警報設備及び漏電火災警報器の設置に係る規定は、適用する。

※消防機関へ通報する火災報知設備の設置に係る規定は、適用するが、消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、同設備を設置しないことができる。

- 特例の対象とする畜舎等に、畜産経営に関する軽微な執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。)で、床面積の合計が1000㎡以上のものが存する場合は、自動火災報知設備の設置を要するものとする。

ただし、自動火災報知設備を設置する場合において、専ら家畜の飼養に供する部分(当該部分に面する通路部分を含む。)には、地区音響装置の設置は要さないものとする。

(参考) 外部の気流が流通する場所で、感知器によっては当該場所における火災の発生を有効に感知することができない部分には、感知器の設置は要しない(消防法施行規則第23条第4項第1号口)。

避難設備の特例基準について

<課題>

- ・避難設備の特例基準について、どのように考えるか。

<方向性>

- ・各部分から避難口が直ちに判別できるなど、避難が容易である場合は、誘導灯又は誘導標識の設置を要しないものとしてはどうか。

<第1回検討部会における意見> 特段の意見なし

<対応案>

- 特例の対象とする畜舎等については、誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目において、次の緩和規定を設ける。

<現行基準>

- ① 避難階にある居室で、次のイからハまでに該当する場合は、当該部分に誘導灯の設置を要しない。
 - イ 直接屋外の地上へ通ずる避難口を有すること。
 - ロ 室内の各部分から避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。
 - ハ 蓄光指揮誘導標識を設けること。
- ② 居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下である場合は、当該部分に誘導標識の設置を要しない。

- ③ ①②のほか、避難上及び消防活動上有効な開口部を有しない階以外の階は、誘導灯の設置を要しない。

<緩和規定の案>

- ①②について、特例の対象となる畜舎等のうち、次に定める構造を有するものについては、常時人が立ち入らない部分からの歩行距離の基準は求めない。

※常時人が立ち入らない部分からの歩行距離が三十メートルを超える場合であっても、当該部分以外の部分からの歩行距離が三十メートル以下である場合は、誘導灯の設置を要しない。

- (一) 直接地上へ通ずる避難上有効な開口部が二以上設けられており、畜舎等の各部分から当該開口部に至る避難経路が確保されているものであること。

- (二) 畜舎等の各部分から(一)の開口部を容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

※常時人が立ち入らない部分についても、(一)(二)が必要。

- ③について、避難上及び消防活動上有効な開口部を有しない階以外の階は、誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

- 特例の対象とする畜舎等については、避難器具の設置に係る規定は、適用しない。

消防用水の特例基準について

<課題>

- ・消防用水の特例基準について、どのように考えるか。

<方向性>

- ・畜舎の周囲に十分な空地を保有する等、出火した場合に他への延焼のおそれが少なく、特に、人命危険のおそれが極めて少ない畜舎を想定した特例基準であることから、一定の緩和が可能ではないか。
- ・具体的には、平屋建てで、不燃で造られたものであれば、基準面積を緩和することが考えられるのではないか。
- ・また、渡り廊下等で接続する場合に、同一棟として取り扱うか、別棟と取り扱うかの考え方についても、畜舎の実態を踏まえた緩和を検討してはどうか。

<第1回検討部会における意見>

- ・昭和50年消防安第26号に、建物と建物が渡り廊下で接続された場合に消防用設備等の基準の取扱いとして1棟とするか別棟とするかの運用について示されているものを参考資料としてはどうか。
- ・豚舎では豚熱の予防のため、屋根付きの渡り廊下を設けることで、屋外に豚を出さないようにすることができる。渡り廊下に関する規制等が厳しいと渡り廊下を設けることができず、豚を屋外に出さなくてはならない。豚の疾病を防止するために衛生の観点からも渡り廊下に関する基準の緩和が必要ではないか。
- ・全国の畜舎の周辺には畑灌用水が通っている可能性が高いと考えられるので、全国の消防においても使用することができるようにしてはどうか。

<対応案>

- 特例の対象とする畜舎等については、消防用水について、次の緩和規定を設ける。

	<現行基準>	<緩和規定の案>
耐火建築物	1階及び2階の床面積の合計が15,000㎡以上のもの	1階及び2階の床面積の合計が15,000㎡以上のもの
準耐火建築物	1階及び2階の床面積の合計が10,000㎡以上のもの	1階及び2階の床面積の合計が10,000㎡以上のもの
耐火建築物、準耐火建築物以外	1階及び2階の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①及び②に該当するものは、1階及び2階の床面積の合計が10,000㎡以上 <ul style="list-style-type: none"> ①木造以外の平屋建てであること ②畜舎等の高さが16メートルを超えるものでないこと ・その他のもの <ul style="list-style-type: none"> 1階及び2階の床面積の合計が5,000㎡以上のもの

消防用水の特例基準について

- 建築物相互間の距離が6m以内の場合・・・消防法施行令第27条第2項の規定により、一の建築物とみなすこととされている。
- 建築物相互間の距離が6mを超える場合・・・消防庁から昭和50年3月5日付け消防安第26号通知を发出しており、各消防本部では、当該通知の内容に沿って、運用がなされている。

消防法施行令第27条第2項

同一敷地内に別表第一(一)項から(十五)項まで、(十七)項及び(十八)項に掲げる建築物(高さが三十一メートルを超え、かつ、延べ面積が二万五千平方メートル以上の建築物を除く。以下この項において同じ。)が二以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の一階の外壁間の中心線からの水平距離が、一階にあつては三メートル以下、二階にあつては五メートル以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあつては一万五千平方メートル、準耐火建築物にあつては一万平方メートル、その他の建築物にあつては五千平方メートルでそれぞれ除した商の和が一以上となるものであるときは、これらの建築物は、前項の規定の適用については、一の建築物とみなす。

＜消防用設備等の設置単位について＞消防安第26号 昭和50年3月5日 一部抜粋

第1 略

第2 建築物と建築物が渡り廊下(その他これらに類するものを含む。以下同じ)、地下連絡路(その他これに類するものを含む。以下同じ。)又は洞道(喚起、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。)により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次の各号の一に該当する場合は別棟として取扱ってさしつかえないものであること。

1 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の(1)から(3)までに適合している場合

(1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

(2) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3メートル未満、その他の場合は6メートル未満であること。

(3) 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6メートル、2階以上の階にあつては10メートルを超えるものであること。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3メートル以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。)については、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 耐火構造又は防火構造で造られていること。

(イ) (ア)以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

イ アの外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4平方メートル以内の開口部で甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている場合にあつては、この限りでない。

ウ 渡り廊下については次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 吹き抜け等の開放式であること。

(イ) (ア)以外のものについては次のAからCまでに適合するものであること。

A 建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造ったものであること。

B 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも4平方メートル以下であり、当該部分には甲種防火戸又は乙種防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものを設けられていること。

C 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1平方メートル以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

b 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

9

消防用水の特例基準について

＜対応案＞

- 特例の対象とする畜舎等の消防用水に係る設置基準の適用については、次の緩和規定を設け、別の防火対象物とみなすことができるものとする。

＜消防用設備等の設置単位について＞消防安第26号 昭和50年3月5日

(別棟として取扱ってさしつかえないもの)

建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の(1)から(3)までに適合している場合

(1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

(2) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3メートル未満、その他の場合は6メートル未満であること。

(3) 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6メートル、2階以上の階にあつては10メートルを超えるものであること。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア～ウ 略

＜緩和規定の案＞

特例の対象となる畜舎等が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、(1)から(3)に適合している場合(現行の運用)に加え、延焼防止上の一定の条件を満たす場合は、消防用水に係る設置基準の適用について、実態に応じた緩和規定を設け、別の防火対象物とみなすことが可能ではないか。

具体的には、特例の対象となる畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これらに類する部分(以下「渡り廊下等」という。)で接続されている場合で、①から③の要件を満たすときは、当該各部分の消防用水に係る設置基準の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとする。こととしてはどうか。

① 各部分がいずれも次に定める構造を有するものであること。

イ 主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものでないこと。

ロ 平屋建で、高さが16メートルを超えるものでないこと。

② 各部分の相互間の距離が6メートルを超えるものであること。

③ 各部分が、次のイからニに該当する渡り廊下等のみで接続しているものであること。

イ 不燃材料で造ったものであること。

ロ 直接外気に開放されているものであること。ただし、次の要件を満たす排煙口が設けられ、又は煙が滞留するおそれがない場合は、この限りでない。

(イ) 直接外気に接し、常時開放されたものであること。

(ロ) 屋根又はこれに類する部分に設けられたものであること。

(ハ) 渡り廊下等の長辺の3分の1以上の幅で高さ1メートル以上であること。

ハ 畜舎等と渡り廊下等との接続部分に不燃材料で造った間仕切壁又は防煙壁を設けること。ただし、煙が流入するおそれがない場合は、この限りでない。

ニ 通行又は運搬の用途のみに供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態にあるものであること。

10